

概要版

●計画の位置付け

本計画は「洞爺湖町まちづくり総合計画」をはじめとする各種計画等との整合性を図るとともに、町民、地域、事業者、関係機関等が一体となって推進するものです。
また、計画中基本目標2の基本的方向①～④は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画も兼ねています。

●計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化や国及び道などの動向を踏まえ、1年を経過するごとに検討を加え、見直しを行います。

●策定・推進体制

有識者や町民代表の委員から成る「洞爺湖町男女共同参画計画策定委員会」において計画の内容等を協議し、町民や関係機関と連携して、総合的かつ計画的な推進を図ります。

【参考】各施策項目の担当課 連絡先

担当課名	電話番号	該当する施策項目
総務課	0142-74-3010	基本目標2：④
企画防災課・危機管理室	0142-74-3004	基本目標3：③、④
住民課	0142-74-3002	基本目標3：①、②
健康福祉課	0142-74-3001	基本目標2：①
		基本目標3：①、②
健康福祉センター	0142-76-4006	基本目標1：②
		基本目標2：①
		基本目標3：①
産業振興課	0142-74-3005	基本目標2：①、②、③
ジオパーク推進課	0142-74-3015	基本目標1：②
庶務課	0142-82-5111	基本目標1：②
農業振興課	0142-82-5111	基本目標2：③
教育委員会 管理課	0142-74-3009	基本目標1：①、②
		基本目標2：①
		基本目標3：①、②
教育委員会 社会教育課	0142-74-3010	基本目標1：①、②
		基本目標2：①、②
		基本目標3：②、④

洞爺湖町男女共同参画計画

男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会のことをいいます。



洞爺湖町教育委員会 社会教育課

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地
電話：0142-74-3010 FAX：0142-76-3216
町ホームページアドレス：<http://www.town.toyako.hokkaido.jp>

男女共同参画社会の形成についての基本理念 (5つの柱)

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度または慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

国・地方公共団体・国民の責務

【国】

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的に策定・実施

【地方公共団体】

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む

【国民】

- 基本理念に基づき、職場・学校・地域・家庭・その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて3つの基本目標及び課題を設定し、各施策を取り組んでいきます。

基本目標 1

男女共同参画の実現に向けた意識づくり

①男女共同参画の意識づくり

1. 広報・啓発活動の充実
2. メディア等における、男女共同参画の理念への配慮



②男女共同参画に向けた教育の推進

1. 家庭における男女共同参画教育の推進
2. 学校における男女共同参画教育の推進
3. 社会における男女共同参画教育の推進
4. 国際交流・国際理解・国際協力の促進



基本目標 2

男女共同参画による社会づくり

①仕事と家庭生活の両立支援

1. ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の啓発・推進
2. 育児・介護の支援体制の充実
3. 経済的支援の充実



②政策・方針決定機関への女性参画の推進

1. 行政における各委員会への女性参画の促進
2. 企業や団体における女性参画・採用の促進

③就労・雇用の場における環境の整備

1. 男女の均等な待遇、雇用環境の確保
2. 女性の多様な働き方への支援

④男女共同参画に向けた行政の推進

1. 女性の役職への登用推進
2. 町職員の男女共同参画に対する意識の向上

基本目標 3

地域で支え合い安心して生活できる環境づくり

①相談・支援体制の充実

1. 相談業務の充実
2. 生活上の困難に直面している人々への支援
3. 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
4. 生涯を通じた健康支援の促進
5. 妊娠・出産等に関する健康支援

②あらゆる暴力の根絶

1. 暴力根絶に対する取組の充実

③防災分野における取組の推進

1. 防災・災害復興における男女共同参画の促進

④地域における男女共同参画の促進

1. 地域活動の促進
2. 女性の活躍を応援するネットワークの構築
3. 地域で活躍する女性の「見える化」

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか？

個人の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残されており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性と能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

また、男女共同参画社会基本法では、少子高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

老若男女問わず全ての人が明るく充実した生活が送れるよう、あらゆる分野において、個性が発揮できる環境づくりを進めるために、本計画を策定します。

※固定的な性別役割分担意識の例

- ・男性は仕事、女性は家庭
- ・女性が家事や育児、介護を行うのが当たり前
- ・男性が家事や育児、介護を行うのは気の毒